

奈良市公告第16号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年2月24日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市可燃ごみ等処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）
- (3) 業務期間 令和8年6月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 業務概要 奈良市環境清美工場に搬入された可燃ごみの積込み、運搬及び処分に関する業務委託 一式
- (5) 契約方法 一般廃棄物積込作業（単価契約：1トン当たりの単価）
一般廃棄物運搬（単価契約：1トン当たりの単価）
一般廃棄物処分（単価契約：1トン当たりの単価）

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 令和3年4月1日から令和7年12月31日の間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者の発注した一般廃棄物の収集運搬及び処分の契約実績（履行中の契約を含む。）があり、その契約内容において、1か月間で100トン以上の可燃ごみ等の処理実績があることもしくは、3か月以上の継続した一般廃棄物の収集運搬及び可燃ごみ等の処理に関する内容であること。
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる

活動を行うものでないこと。

- (7) 処分の方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定められた処分方法で処理し、廃棄物の減量化及び再資源化を目的とした処理ができる施設設備を有する者であること。
- (8) 廃棄物処理法による一般廃棄物の中間処理施設設置許可を有している者であること。

なお、一般廃棄物の中間処理施設設置許可を有している者で、一般廃棄物の収集運搬を行うことができない場合や中間処理後の最終処分を行うことができない場合は、一般廃棄物収集運搬の実績を有している者、一般廃棄物最終処分場の施設設置許可を有している者と業務提携を行っていること。

3. 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。

ア 日時

令和8年2月24日（火）から令和8年3月17日（火）の（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市 環境部 環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）

4. 仕様書等に関する質問及び現地確認

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合及び現地確認を希望する場合においては、指定の質問及び現地確認書に質問内容または現地確認の希望日等を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

ア 受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月6日（金）の午後4時まで

イ 送付先

kan-koujou@city.nara.lg.jp

ウ 受付方法：電子メールの件名を「奈良市可燃ごみ等処理業務に関する質問書及び現地確認の意向」とし、「質問及び現地確認書（様式第1号）」を添付ファイルとして送信すること。また、電子メールにより提出した際、必ず着信を電話にて奈良市環境部環境清美工場に確認すること。

- (2) (1) の質問に対する回答は、令和8年3月11（水）午後4時00分までに奈良市ホームページに掲載し、回答します。ただし、質問がなかった場合は、掲載しません。※現地確認の日時については、担当者あてに別途電話にて連絡します。

(3) 記名等がないものには回答しないものとします。また、電話、口頭、郵送、FAX等での質問は受け付けしないものとします。

5. 入札の場所及び日時

令和8年3月26日(木) 午後2時00分
奈良市左京五丁目2番地
奈良市環境清美工場 管理棟2階 見学者ホール

6. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7. 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

- ア 入札参加申込兼参加資格確認申請書
- イ 連絡及び調整等業務担当事業者届(業務提携を行う場合)
- ウ 処理業務の具体的計画
- エ 契約実績
- オ 一般廃棄物の中間処理施設設置許可証の写し
- カ 一般廃棄物の最終処分施設設置許可証の写し(単独事業者のほか最終処分業者と業務提携を行う場合)
- キ 一般廃棄物収集運搬の実績のわかる資料(収集運搬業者と業務提携を行う場合)
- ク 業務提携書(収集運搬業者もしくは最終処分業者またはその両者と業務提携を行う場合)
- ケ 誓約書
- コ 令和7・8・9年度奈良市物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類
 - ①納税証明書の写し
 - ・奈良市内の事業者(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)
[奈良市市民税課で証明]
当該年度分と過去2年分の市・県民税(法人にあつては法人市民税)及び固定資産税(入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分)
 - ・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明]
その3、その3の2又はその3の3
 - ②商業登記履歴事項全部事項証明書の写し(発行後3カ月以内のもの。)

(2) 入札参加申請方法

令和8年2月24日(火)から令和8年3月17日(火)の(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市 環境部 環境清美工場に(1)の書類を各1部持参してください。

なお、業務提携を行い、複数事業者で入札参加を希望する場合、一般廃棄物の中間処理施設設置許可を有する者が「連絡及び調整等業務担当事業者届(様式第2号の2)」にて指定する事業者が代表して提出すること。

8. 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定通知

令和8年3月19日(木)までに入札参加申請者に通知します。

(2) 入札参加者の決定通知後の入札参加停止

入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

9. 入札に関する事項

(1) 入札の方法は持参入札とします。(様式第7号)入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、奈良市長宛てとし、①件名 ②入札日 ③業者名(代理人名)を記載してください。また、内訳書(様式第7号-内訳書)及び内訳計算書(様式第7号-内訳計算書)も記載し、同封すること。

(2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとします。

(3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。

(4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめます。また、入札執行後においても落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。

(5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為は禁止します。

(6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者を持って落札者となります。落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行います。

(7) 再度入札は1回実施します。

(8) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。

(9) 入札は、予定数量及び運搬距離をふまえて、積込に係る費用、運搬に係る費用、処分に係る費用等に要する一切の諸経費を含めて積算した総額で行います。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(10) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 委任状の提出がない代理人による入札
- ウ 入札書に入札金額、業務名の表示又は記名押印を欠く入札
- エ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- オ 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- カ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- キ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- ク 虚偽の申請を行った者の入札
- ケ 入札書の日付が入開札日でない入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とします。

11. その他

- (1) 落札者は、契約実績を履行した事を証明できる書類を提出するものとする。
- (2) その他の詳細は、入札者心得による。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

12. 入札に関する問い合わせ先

奈良市 環境部 環境清美工場

住所：〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地

電話：0742-71-3000

担当：中井

Mail：kan-koujou@city.nara.lg.jp